

給水施設工事施行申請書添付図面作成要領

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程第 6 条第 3 項に規定する給水施設工事施行申請書に添付する図面の作成は、次の要領によるものとする。また、その他必要資料として、使用する量水器、弁等の設備図面、仕様書等を用意するものとする。

1. 同申請書の添付図面は平面図、縦断図、構造図の 3 種とする。
2. 平面図は縮尺 200 分の 1～500 分の 1 として配水管の分岐点より工場内の受水槽に至る間の配管路線を記入し、管径、管種、区間長、弁類、量水器の位置を明示し、記号を符して一覧表に規格寸法、数量等を記載する。配管路線には別に露出及び埋設の区間を明示し、その延長と露出配管の場合は G L 上の高さ、又埋設管の場合は埋設深さ（土被り）を併記する。
3. 縦断図は縦 50 分の 1～100 分の 1、横 500 分の 1～1000 分の 1 として配水管分岐点を起点として受水槽に至る間の配水管路線を測点区間距離 30 メートルを原則として記し、縣市町道の境界水路その他既設構造物の位置深さ等を明示し、配管中心高及び土被りを記入する。
4. 構造図には埋設管の掘削横断図面、弁類設置詳細図、量水器設置詳細図及び水路、軌道横断部、架設構造部等特殊工法の詳細図並びに受水槽取合せ部分の詳細図を列記する。縮尺は各構造に応じて 10 分の 1～100 分の 1 の範囲にて記入する。
5. 給水施設の工事が完了し、検査を受けるための完了届には給水施設の完成図書を 2 部添付する。完成図書の表紙には、ユーザー名、施工業者、施工年月を明記する。